

# 侵略的外来水生植物防除マニュアル（案）

（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなど）

## 1. オオバナミズキンバイとは？



分類的位置：アカバナ科チョウジタデ属

原産地：北米南部、南米

国内分布：兵庫県、和歌山県、滋賀県

## 2. ナガエツルノゲイトウとは？



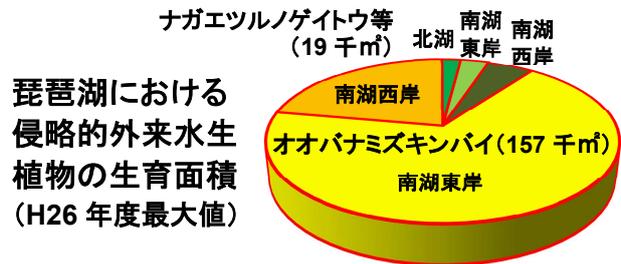
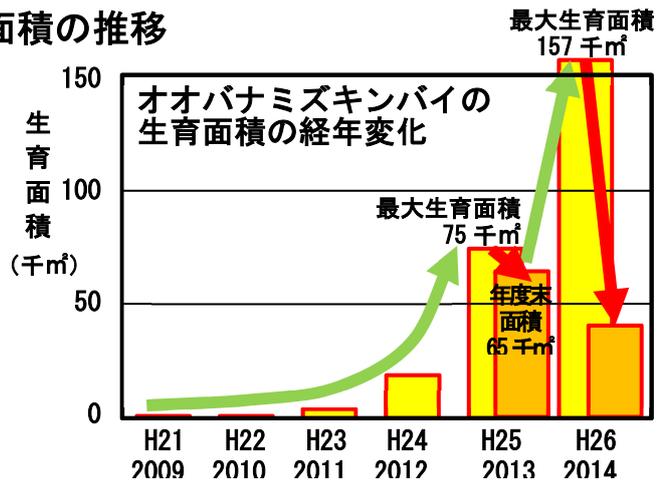
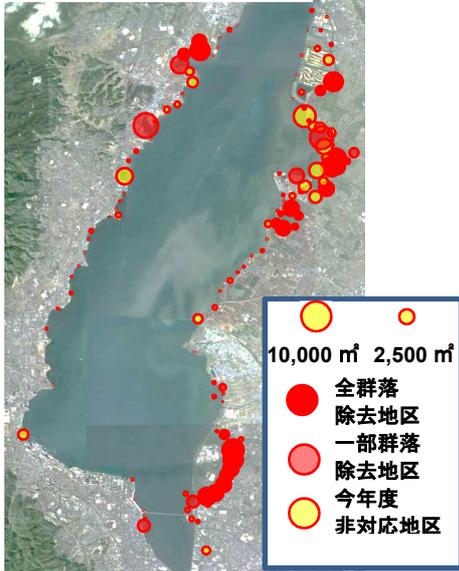
分類的位置：ヒユ科

原産地：南米

国内分布：関東以西

### 3. 滋賀県内での生育範囲と生育面積の推移

オオバナミズキンバイの生育状況（地区単位）



### 4. これまでの防除に向けた取組

#### (1) 防除の手順

##### 現場からの除去



##### 水切り・乾燥



##### 焼却処分



※現場から除去した水草を、処分を完了するまでには、さらに手間暇がかかることに注意。  
 ※水生植物は「一般廃棄物」として扱われるので、原則として生育していた市町で処分します。

#### (2) 機械化による大規模群落を対象とした駆除

##### 水草刈取り船 「ハーベスター」タイプ



##### 水草刈取り船 「ハイドロモグ」タイプ



##### 建設機械 (グラブ付きバックホウ)



※機械化することで、除去作業が非常に省力化できますが、経費もかかります。  
 ※機械化することで、大規模な群落は大量に回収できますが、岸沿いやヨシ群落内に入り込んだ群落はうまく取りきれないため、また、取り残した葉や茎、根を分散させないため、必ず人手による根の除去・回収の作業を並行して実施することが大切です。

## 5. 計画的な監視・除去のしかた

### (1) 事前の準備

#### ・地域を決める

大縮尺の地図を準備して、対象とする地域を地図上で決めます。

#### ・何をするのかを決める

巡回・監視をして生育状況を把握するまでとするのか、それとも、発見した植物の除去までを行うのかを決めます。

#### ・除去の場合、処理方法まで考えておく

除去する場合には、除去した後、水切り・乾燥をどこでどのようにするのかを考える必要があります。なお、焼却処分の場合、水草が生育していた市・町の施設で行う必要があるため、事前の乾燥を含めて、同一市町内で行うことが望ましいでしょう。

### (2) 監視のみを行う場合

#### ・ステップ1: 岸沿いに見て回る

岸沿いに徒歩またはボートで巡回しながら、対象植物が生育していないかどうかを探します。

#### ・ステップ2: 群落の位置を記録する

地図上に位置を記入したり、GPS データを記録したりして、群落の位置を記録します。可能であれば、群落ごとに、おおよその大きさ（長径×短径）を記録しておきます。

#### ・ステップ3: 作業の継続

監視地域の全域にわたって、ステップ1, 2を繰り返します。

巡回・監視の結果をとりまとめ、群落の情報とともに、協議会に報告します。

### (3) 除去まで行う場合

#### ・ステップ1、2 「(2) 監視のみを行う場合」と同じ。

#### ・ステップ3: 除去作業

- ・発見した群落を対象に、茎や葉だけでなく、根の部分までを、なるべく千切れないよう丁寧に扱って、植物体全体を回収することが大切です。
- ・根が石組みの間に伸びている場合、可能な限り根の部分まで引き抜くようにします。
- ・ヨシ群落等他の植物と混生している場合には、群落内に伸びる茎や葉をできるだけ残さないよう回収に努めます。
- ・水底に根が生えている場合には、ジェットポンプで強い水流を根の部分に吹き付けることで根を浮かせておくと、除去がより確実かつ容易になります。
- ・除去する際に、葉や茎がちぎれて流れてしまわないよう、除去作業場所の周辺に浮かんでいないか、十分に確認を行って流失の防止に努めます。そのために状況によっては、ボートでの見回りや、オイルフェンス等による囲い込みなどを行うことが必要になります。

#### ・ステップ4: 仮置き作業

- ・現場から除去した水草は、できるだけ近い場所でコンクリートやアスファルトなど、直接土に触れない場所を確保して、仮置き・乾燥を行います。
- ・回収した植物を土の場所に直接置くと、そこに根を下ろすことがあります。そのため、土の上に置かざるを得ない場合には、ブルーシートを張るなどして、回収した植物が土と直接触れないようにし、根を下ろさないよう気をつけてください。

#### ・ステップ5: 最終処分

- ・十分乾燥させた植物は、市町の処分場へ運搬して処分を行います。

(注意) オオバナもナガエも特定外来生物に指定されているため、生きたままの保管、運搬は禁止されています。しかし、協議会による防除活動に対しては環境省から認定を受けているため、各構成団体がその枠内で保管や運搬を行うことは可能です。

### (4) 協議会における連絡調整・情報共有

- ・協議会に加盟する各実施主体が効果的な防除を行うためには、現場での対策の進捗状況を考慮したうえで、近接した地域における各主体間で緊密に連携調整をはかることが重要です。
- ・そのため、ここで述べたような防除を計画的に進めるため、各実施主体が策定する防除実施計画については、協議会の構成員間で情報を共有することが望ましいと考えます。

## 6. 他の水生植物

### (1) 侵略的外来水生植物

オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウと同様、侵略性が高いと考えられる外来種で、可能であれば、一緒に除去することが望ましい種。



ミズヒマワリ



オオフサモ



アレチウリ



ボタンウキサ



ホテアオイ



アマゾンチカガミ

### (2) その他の除去してもよい水生植物

上記以外にも、琵琶湖の沿岸域にはさまざまな外来水生植物が生育しています。以下に示す植物は、対象植物を除去する際に一緒に除去されることがあっても、保全対象ではないため、気にすることなく、作業を進めてください。



キシウスズメノヒエ



キショウブ



ヒシ

### (3) 保全すべき水生植物

琵琶湖岸に生育するヨシは、「ヨシ群落保全条例」によって保護されています。また、以下に示す植物はヨシとともに在来の抽水植物の主要な構成要素となっています。



ヨシ



マコモ



ガマ類

奥付け